仕 様 書

1. 件名

令和5年度から令和9年度までの北海道地方環境事務所公用車賃貸借(プラグインハイブリッド自動車1台)

2. 車種

乗用自動車 (プラグインハイブリッド自動車)

3. 履行場所及び台数

- ① 履行場所 帯広自然保護官事務所(北海道帯広市西17条北3丁目13-12) なお、履行場所は、「5.賃貸借期間」の途中において北海道日高郡 新ひだか町への変更を予定している。
- ② 台数 1台

4. 仕様

ボディタイプはSUV (スポーツ用多目的車) とし、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和3年2月19日変更閣議決定)の「自動車」の基準を満たすほか、次の要件を満たすものとする。

なお、走行距離は 1,500km/月を見込んでいるが、過年度の実績を踏まえた目安であり増減する場合がある。

- ① 乗車定員 5人
- ② 寸法・重量等 車両重量 1,920kg 以下、全長 4,700mm 以下、全幅 1,900mm 以下、全高 1,750mm 以下、最低地上高 185mm 以上、5ドア
- ③ 駆動方式 全輪駆動方式 (パートタイム方式を含む)
- ④ 総排気量等 2,500cc 以下かつ低排出ガス車認定実施要領(平成29年度国土 交通省告示第248号)の基準のうち、平成30年基準排出ガス 50%低減レベル以上に適合
- ⑤ 原動機 モーター及びガソリンエンジン
- ⑥ 主電池 リチウムイオン電池
- (7) 燃料 無鉛レギュラーガソリン
- ⑧ 燃料改善対策 可変バルブタイミング、アイドリングストップ装置、電動パワーステアリング(右ハンドル)、プラグインハイブリッドシステム、オートマチックトランスミッション又は無段変速機

- ⑨ 充電ポート 車載用又は標準装備品
- ⑩ タイヤ ラジアルタイヤ (ホイール付、夏用及び冬用 (スタッドレス タイヤ))
- ① 車体色 原則としてシルバー、灰色、白色又は黒色系
- ② その他 寒冷地仕様、SRSエアバッグ(運転席、助手席及び後席)、アンチロックブレーキシステム(ABS)、充電用ケーブル (AC200V 対応、5m以上)、コンセント(100V、1500W)、フォグランプ(フロント)、ナビゲーションシステム(バックモニター連動型)、フルオートエアコン、パワーウィンドウ、集中ドアロック、キーレスエントリーシステム、スペアキー(1個、標準で付属する場合を含む)、ドライブレコーダー(フロント・リアの同時録画が可能な機種)、ETC車載器、スノーブレード(運転席、助手席、リア)、フロアマット、トノカバー、ラゲッジトレイほか標準装備品を含む。

5. 賃貸借期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで[60月]

ただし、受注者負担による代車対応(レンタカー等を含む)が可能な場合は、北海道地方環境事務所担当官と納車時期について協議することができる。代車による対応期間は、賃貸借開始日から最長12か月以内とし、代車は、原則として契約する車両と同等のもの(「4. 仕様」参照)とするが、同等の車両の確保が難しい場合は、グリーン購入法第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和4年2月25日変更閣議決定)の「自動車」の基準、かつ「4. 仕様」の「③駆動方式」を満たす車両の配置を可とする。

6. 契約金額に含まれる諸経費等

- ① 登録諸費用(ただし、3.①の賃貸借期間途中における履行場所変更に伴う変更登録に係る諸費用を除く)。
- ② 自動車損害賠償責任保険
- ③ 任意保険(付帯内容は、「7. 任意保険」のとおり)
- ④ 自動車重量税
- ⑤ 自動車税
- ⑥ メンテナンス及びその他サービスに係る費用(内容は「8.メンテナンス及びその他サービスの内容」のとおり)
- ⑦ 「3. 履行場所及び台数」に示す「履行場所」までの納入に係る費用
- ⑧ 「5. 賃貸借期間」に示す期間が満了した時、「3. 履行場所及び台数」に示す 「履行場所」からの引き取りに要する費用

7. 任意保険

任意保険は、下記の条件以上にて加入のこと。任意保険に係る免責補償料は、契約金額に含むものとする。

また、契約締結後、発注者に対し、加入した任意保険の内容について書面をもって通知すること。

- ① 適用料率・等級 フリート割引率 24%
- ② 年齢条件 全年齢担保
- ③ 対人賠償 1名につき無制限(自賠責保険を含む)
- ④ 対物賠償 1事故につき無制限(免責0円)
- ⑤ 以線語が燃素機器線 1名につき 3,000 万円以上(死亡、入・通院、後遺障害を含む)
- ⑥ 車両条件 一般条件、1事故につき時価額(免責0円)
- ⑦ その他特約 ロードサービス特約、事故代車

8. メンテナンス及びその他サービスの内容

- ① 以下に係る諸経費は、契約金額に含むものとする。
 - (1) 法定点検
 - (2) 継続車検
 - (3) エンジンオイル等車両の安全な運行に必要な消耗品類の交換(ただし、ハイブリッドシステム(駆動用電池、モーター)の修理、点検及び交換は対象外)
 - (4) タイヤ交換に係る費用
 - (5) タイヤ保管に係る費用
 - (6) バッテリー(必要個数)
- ② メンテナンスを実施する場合、車両及び鍵の受渡しは、「3.履行場所及び台数」の「履行場所」にて行うこと。
- ③ メンテナンスを実施する場合、必要に応じて、受注者の負担により代車(契約する 車両と同等のものが望ましい)を用意するものとする。
- ④ ①(4)について、タイヤ(夏用及び冬用(スタッドレスタイヤ)及びホイール)は、 北海道地方環境事務所担当官との協議により適時交換を実施すること。冬用タイヤ への交換は、車両の運行に支障が生じないよう、原則として 10 月中に完了すること。
- ⑤ 車両に関し、その他不具合が生じた場合、修繕等の所要の対応については、受注者 と北海道地方環境事務所担当官において速やかに協議し、確定すること。

9. その他

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、北海道地方環境事務所担当官の指示によること。